

参議院社会労働委員会会議録第二十二号

昭和三十五年四月一日(金曜日)午前十一時二十一分開会

委員の異動

本日委員江田三郎君及び片岡文重君辭任につき、その補欠として久保等君及び田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
坂本 昭君
藤田藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
徳永 正利君
山本 杉君
小柳 勇君
田畑 金光君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

國務大臣

労働大臣 松野 頼三君

府委員

警察庁長官 柏村 信雄君
官官庁長 門叶 宗雄君
調達庁事務部長 小里 玲君
労働省労働局長 亀井 光君
労働省職業安定局長 堀 秀夫君

事務局員

常任委員 増本 甲吉君
会専門員 外務省アメリカ局安全保障課長 東郷 文彦君

本日の会議に付した案件
○労働情勢に関する調査
(台湾周辺海域における米軍演習により影響された漁業問題に関する件)
(駐留軍労働者離職対策に関する件)
(三井炭鉱三池鉱業所に於ける労働争議に関する件)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから会議を開きます。
まず、委員の異動を報告をいたします。

四月一日付をもって江田三郎君及び片岡文重君が辞任され、その補欠として久保等君及び田畑金光君が選任されました。右報告をいたします。

○委員長(加藤武徳君) それでは、労働情勢の一環として、一般労働行政に関する件を議題といたします。
まず、米軍の軍事演習に関する問題について御質問をお願いいたします。

○高野一夫君 政府側適當な機関にお尋ねいたしますが、少し事実が古くなっておりますけれども、今後のことでもあるのでこの機会に確かめておきたいわけでありまして。

最近の事例をいたしまして、三月十四日付で海上保安庁の方から警報が出て、まして特に南九州方面に警報が出て、そして台湾を含む広大な地域、東経百十八度から百二十五度、北緯十八度から二十五度に至る、地図を見まして

もきわめて広大な地域において、海域において大規模の軍事演習が行なわれる、その辺に出漁している漁船は警戒をするように、こういうことで警報が出たわけなんです。これは米軍の軍事演習でありますから、注意しろということも言いかねると思うけれども、私は、申し上げるまでもなく、すでに沖縄周辺の演習で漁場を迫られてしまつて、それから少し南下したところでカツオ、マグロ漁船が出漁しているわけなんです。こういうような広範囲にわたる演習のために、これまた不可能に陥つてくる、こういう事態が今後もひんびんと起こるであらうと思ふのであります。こういうような場合に、日本政府はどういう措置をとられるか。米軍の軍事演習だからやむを得ない、こういうことであるか。それとも、何らか適當な話し合いでも今までの事例としてされたことがあるか、また今後どういう方法を考えたらいいか、こういうことについてのことを確かめておきたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) ただいま政府側の出席者を報告をいたしますと、労働省側からは松野労働大臣が若干おくられて入る予定でございますが、ただいま補職職業安定局長、労働局の四方労働課長が出席をしております。ただいまの高野委員の御質問に関連する外務省のアメリカ局からは東郷安全保障課長が出席をしております。防衛庁からは門叶官房長がやがて出席をいたす予定であります。調達庁からは小里事務部長が出席をいたしております。なお、警察庁からは警備局の本田警備第一課長がやがて出席をいたしますし、総理府からは佐藤総務副官長が出席の予定でございます。

ただいまの質疑に対しまして政府側の答弁を求めます。

○説明員(東郷文彦君) ただいま御質問のございました台湾水域における米軍の演習でございますが、これはわれわれの了解するところによりますと、アメリカの第七艦隊と台湾軍との共同演習ということでありまして、公海における演習でございますので、その演習をやること自身は、公海における演習でありますのでいいとか悪いとかということにはならぬわけなんです。ございますが、特に今回の演習の場合には、わが国の特に九州南方海上は重要な漁場であり、特に時期は漁期であるというので、わが方も非常にこれは大きな関心がありますので、米側に對しましては場所の選択、特に時期の考慮、こういうことはもう少し考えてくれなければ困る、それから今回の演習に関する予告の方法など、もう少し関係の方面の利害を考へて丁寧にするようにというようなことを、話をさつそくいたしたわけでありまして、実はそのうちに、三月二十七日に演習は終わつたというところでございます。沖縄方面のお話もございましたが、これについて外務省から米軍、アメリカ側に対しては、日本側の漁業の利益を考へてと、海上保安庁はどこからそういう

に利益のない場所を選んでやるようにということをお願い返し話をしておりますが、今回のような演習、今、台湾水域の演習に關しましては、在日の部隊がこれに参加するというような場合には、あらかじめ事前通告がございまして、今後の問題としては、たださういう面からのみならず、特にわが方の漁業利益その他に關係があるような場合には、あらかじめわが方となるべく相談をして、最も日本側に害のないようにというふうにいたしたいと思つております。

○高野一夫君 沖縄の周辺の場合は、やはりこれは予告がなく、こちらの申し入れの済んだあととされたわけでありまして。沖縄周辺の演習が起るときには、政府にやはり警告を發しまして、それで政府の方から米軍に對して適當の措置をとってもらふように要望を出した事実がある。私もその一人なんです。そういうような沖縄周辺でやった場合にも、やはり日本政府には予告なく、勝手に向こうが公海であるというのでやったのであるかどうか、その点はどうなんですか。

○説明員(東郷文彦君) その点は私ちよつと材料を持っておりませんので、後刻お答えしたいと思ひます。

○高野一夫君 そうすると、今度はやはり外務省なりに對しまして向こうの方からそういう予告がなかつたのですか。海上保安庁から事前にそういう警報が南九州あたりに出されたということは、海上保安庁はどこからそういう

ニュースを入れたのであるか。外務省からの通達であるとか、米軍から直接海上保安庁に申し入れて、少し漁船に警戒をせよという、こういうことであつたのか、その経緯を一つ聞いておきたい。

○説明員(東郷文彦君) 私の了解するところでは、ただいまの予告は、演習をやる直前になりました。アメリカ側の無線放送によって立ち入りを注意するようにということ、海上保安庁がそれに基いて措置したのだと承しております。先ほど申し上げましたように、あらかじめ場所、時期の選択等について、極力日本側と関係ある場合には相談するようにというのは、そういう直前の無線放送というより、より前の段階の問題として、うまくいくように努力したいと思つておるわけでございます。

○高野一夫君 そうすると、今まではやはりそういう立ち入り禁止みたような無線放送がなされるだけであつて、日本政府に向こうから予告をして、そうしてこの方面でやりたいと思うがどうかとか、日本の水産関係はどうかとかいうような相談したような話は全然持ちかけられたことはないのですか、事実として、過去においては。

○説明員(東郷文彦君) ただいまの台湾水域の演習でありますとか、フィリピン沖の演習という場合には、そういう意味でのあらかじめの相談というものはなかつたか了解しております。

○高野一夫君 今後行政協定の改定に伴つて、公海における水産業、日本の水産業が非常な危害、損害を受けるような場合には、何らか話し合うようなふうに改正することになったのじゃないですか。それはどうなつたのですか。この間やつた、審議したような記憶を持つております。これは党内の話ですが、何かそういう今後の改定によりまして、公海における米軍側の演習をやる場合に、その演習の結果、そのこと自体が日本の水産界に非常な影響を及ぼす、そういうような場合は双方が何か相談をして合意のもとにやらなければならぬというふうなふうに改正をされるのと違ひますか。はつきり記憶しておりませんが、きょう材料がないから……。

○説明員(東郷文彦君) 公海の演習と申しまして、同じ公海でも日本に非常に近い公海という面には、いわゆるアメリカの公海は、制限水域と申しますが、ちよつと字はど忘れいたしました。演習のための水域を指定しておりました。これは陸上におけるいわゆる施設区域に準じた手続で公海上の水域を指定しておりますが、これは公海でございますから、日本の方から、日本政府が米軍の使用に提供するということは根拠がないので、そういう意味ではいわゆる施設区域とは性質が違ひますけれども、ただいまそういう特定の演習のための水域を指定して、いわゆる在日米軍の演習はそういう所でやつてもらふ、そのために所要の漁業補償は別に請じておる、こういう仕組みになつておりました。この点は新しい協定になつても変わらないわけでございます。ただ、今のような水域は、いずれも日本の近海の公海でありまして、台湾水域とか、フィリピンとかいう方面になりますと、そういう場合には現実の形としてはいつておらないわけでございます。

○高野一夫君 きょうは私の質問が主

体で開いた委員会でもありませんから、この辺でやめますが、これは結局、新しい行政協定の改定問題の論議に、安保の特別委員会等で論議したいと思ひますが、極東の範囲が問題になつておるけれども、この公海における、日本の水産業に影響のある公海での米軍の軍事演習、これはやはり地域的に日本のほんとうの近海の公海のみをさすか、それとも沖繩周辺、台湾周辺、日本の最も大事な漁業区域である地域までは含まれないのかどうか、こういう点は相当論議しておかなければならぬ問題だと考えまして、ここに台湾が米軍の非常に有力な基地になつておる、沖繩ももちろん、その周辺が九州、四国、紀州方面の有力な水産漁場になつておる。日本の水産界の死活問題です。この点については、今後外務省で十分一つ研究をしていていただきたいと思ひます。適当な機会にさらに突き進んで私の方から質問をいたしたいと思ひます。それで、これはもう二十七日済んでしまつたわけですね、演習はもう済んでしまつたので、この問題を取り上げては始まつたわけですから、今後の問題について、その公海の地域は、大体常識的にどういう程度と、日本の近海も、いわゆる公海のみをさすか、こういうような所まで入れるかどうかという地域の問題については、今後論議の対象になるものと私は考えておりまして、同時に、そういうような地域において軍事演習が行なわれる場合に、日本政府との間にどういふ話し合いをすべきであるか、これは非常に重大な問題だと思ひので、外務省その他関係当局で研究をしていていただきたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 事務的ですが、三月の何日から始まつたのですか。

○説明員(東郷文彦君) 十四日から二十七日だと思ひます。始まりはたしか十四日だと記憶します。終わつたのは二十七日だと思ひます。

○藤田藤太郎君 これはね、これが一つに、何回もこういう状態が沖繩の海域、台湾の海域または日本の海域でそういうことがあるときには禁止——危険だから漁民は出ないかぬ——ということばはいい禁止なんです。問題は、日本の漁民、日本の九千万の人口というものの死活問題ということになるわけですから、外務省としては、太平洋の百七十五度線から東側はアメリカ、カナダ、日本との漁業協定で日本の漁船が入つてはいかぬというふうになつていますね、そういうことですか。

○説明員(東郷文彦君) ただいまの点は、私、ちよつと日米加三協定の詳しい内容を覚えておりませんけれども、百七十五度線から東側について抑制するということになつておつたと思ひます。

○藤田藤太郎君 あなたは安全保障課長であつて、そういうことはわからぬというの、これはどういふことかと私は言ひたい。問題は、だから日本のおれはおれの方で演習をするのだという格好で、漁民が生活権に追いついておると同時に、日本民族の死活の問題に關係してくるということなら、向こうが自由に入つてきて演習をするということなら、日本の漁船も一つ百七十五度線から東、アメリカ、カナダの海域をベーリング海まで自由に入つて、日本の漁業活動ができる、こればかりじゃありませんよ。さしたる近いところでは、太平洋の海域はできるといふことを外務省ががんばらなければ、私は意味ないと思ひます。どうですか。

○説明員(東郷文彦君) ベーリング海の漁業についての日米加三協定は、三国の漁業当局が科学的調査研究の結果に基づいて、資源保存のために同意のもとに漁業を抑制するという問題と思ひますが、しかしながら、今公海上の演習という問題はそれは別の問題で、普通公海の上で演習するということが自身は、それ自身でいい悪いという問題にはならないのだと思ひますが、しかし、今回の場合のようにわが国の利害に非常に大きな問題があるというふうな場合には、そういうことを最小限にするように今後努力したいと思ひます。

○高野一夫君 そういうような地域で、たとえば今度三月十四日から二十七日までの間に、広大な地域に立ち入り禁止みたような通報があつた、そうすると、ここに何十隻あるいは百数十隻の漁船が出ておつて、これが入れない、非常な損害を受けるわけなんです、そういうような日本の水産業者のこうむる損害ということよりも、当然そこに行けば得られるべき利益が失われる、これに対して日本政府の方では何か補つてやる方法が現在ないのですか。ちよつと、これは調達庁関係か、どこでもけつておるのです。

○説明員(東郷文彦君) われわれの方としては、その演習の結果、非常に大きな損害が現実に出たということでありますれば、あるいはその演習を

て、日本の漁業活動ができる、こればかりじゃありませんよ。さしたる近いところでは、太平洋の海域はできるといふことを外務省ががんばらなければ、私は意味ないと思ひます。どうですか。

○説明員(東郷文彦君) ベーリング海の漁業についての日米加三協定は、三国の漁業当局が科学的調査研究の結果に基づいて、資源保存のために同意のもとに漁業を抑制するという問題と思ひますが、しかしながら、今公海上の演習という問題はそれは別の問題で、普通公海の上で演習するということが自身は、それ自身でいい悪いという問題にはならないのだと思ひますが、しかし、今回の場合のようにわが国の利害に非常に大きな問題があるというふうな場合には、そういうことを最小限にするように今後努力したいと思ひます。

○高野一夫君 そういうような地域で、たとえば今度三月十四日から二十七日までの間に、広大な地域に立ち入り禁止みたような通報があつた、そうすると、ここに何十隻あるいは百数十隻の漁船が出ておつて、これが入れない、非常な損害を受けるわけなんです、そういうような日本の水産業者のこうむる損害ということよりも、当然そこに行けば得られるべき利益が失われる、これに対して日本政府の方では何か補つてやる方法が現在ないのですか。ちよつと、これは調達庁関係か、どこでもけつておるのです。

○説明員(東郷文彦君) われわれの方としては、その演習の結果、非常に大きな損害が現実に出たということでありますれば、あるいはその演習を

後、昭和三十四年の十二月末までに保
安解雇によつて離職をいたしました人
数が三百七名でございます。その次の
お尋ねの、離職後の就職状況、これは
労働省の方から御説明いただいた方が

適当かと思ひます。それから次の、国の免許でございまして、か、融資、そういうった国のめんどろを見た件数、これは全般的には、あるいは内閣の方からお答えいただいた方が適當かとも思ひまするが、ここに数字がございしますので、私から便宜申し上げたいと思ひます。一番国の免許可事業のうちで重要な案件といたしまして、自動車運送事業の免許並びに

自働車の整備事業の認識というのか。ございしますが、これを、件数を申し上げますと、一般乗用旅客自働車、この申請件数が百四十六件、そのうちで免許になりましたものが三十一件、それから却下されましたのが三十九件、それから取り下げましたのが三十三件、従つて未処理件数としたしまし六十

三件これが一般乗用旅客自動車関係でございます。それから貨物自動車、これの申請件数が十四件、免許件数が七件、却下件数六件、取り下げ件数一件、未処理件数ゼロ、それから自動車の整備事業、これは申請件数が十七件で、認証されたのが十七件。それから次に、政府関係金融機関の

民金融公庫でございまして、昨年の末までの件数といたしまして、申し込みを受け付けました件数が一千四百七十七万一千円、以上の申し込み受付の中で融資の決定いたしました件数が四百九十件で、金額にいたしまして六

千八百四十四万円、これが普通貸付でございす。

それから更生資金貸付といたしまして、申し込み受付件数が四百六十七件、金額にいたしまして二千三百六十六万四千円、これの融資の決定いたしました件数が三百六十五件、金額が一千四百七十三万九千円。それからその他というのがございす。その他国民金融公庫関係で申し込みを受け付けました件数が二十件、金額が百七十六万六千円、この受付に対して融資決定が十五件、八十万三千円、これを合計いたしますと、普通貸付、更生資金貸付、その他全部合計いたしました、申し込み受付件数が一千五百二十七件、金額にいたしまして二億六千七百四十五万一千円、その融資の決定いたしましたのは、八百七十件の八千三百九十八万二千円、以上が国民金融公庫関係でございす。

それから次に、商工組合中央金庫、これの昨年末までの計は、融資決定件数が五十七件、金額にいたしまして四千三百五十五万五千円、以上でございす。

それから特需工場の転換の関係並びに企業の誘致関係につきましては、後ほど総理府の方から全般的に御説明をいただいた方がよいと思ひますので、それに譲りたいと思ひます。

それから特需工場の失職状況、これにつきましましては、調達庁関係としては資料が十分ございせんので、ほかの方から答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 駐留軍関係の離職者の状況でございす。三十二年六月から三十四年の末までに発生いたしました駐留軍関係労働者の離職者

の数が、約十三万四千人でございす。そうしてそのうち職安の紹介によりますところの就職者の数は約二万九千六百八人になってございす。それと並びまして自己開拓、縁故募集等によります就職者の数が約六万九千名でございす。それから三十二年六月以降三十四年のこれは九月末までの数字しか出ておりませんが、結成された企業組合等の事業団体に従事しておられる方が、約五千三百名でございす。

次にこの離職者につきましまして、現在労働省といたしまして、調達庁その他関係各省と密接な連絡をとって実施しております方策につきましましては、中央、地方の離職者対策協議会におきまして、離職者対策の大綱を立てまして、これを実施してあるわけでございす。さらに具体的に申し上げますと、まず第一に現地に於けるところの就職あっせんを、計画的に実施するという方法を講じてございす。すなわち公共職業安定所におきまして出張職業相談、それから求人開拓等を現地に於いて実施いたしまして、具体的な相談に応じ、これを可能な求人先に配置転換、職業あっせんをさせていくという方法、それから二番目に職業訓練を拡充強化してございす。これは一つは公共職業訓練所、一般の訓練所、あるいは総合の職業訓練所に入所させまして、技能を身につけてもらつて再就職の促進をはかり、それからこれと並びまして、家事サービスの職業指導というより、簡易な職業指導も実施してございす。それから第三番目に労働省といたしましては、公共事業等を、駐留軍等の離職状況の悪い地域から指定いたしました、ここにおいて重点的に実施

して参る、このようなことをやつております。なおそのほか、これは私の方の直接の所管ではございせんが、関係官庁の方から御答弁があると思ひます。自営業企業組合等の設立、それからそれに対するところの援助、貸付というような措置を講じてございす。

以上のような対策を講ずることによりまして、駐留軍の離職者の方が、新しい職場を見つけていただけるように努力してあるところでございす。

○藤田藤太郎君 もう一つですが、今のお客えの中になかったのですが、国有財産の払い下げを企業組合にどういう工合にやつてゐるか、そういう問題があります。それから特需工場の転換の問題はそれはどうなつてゐるか。それからちよつともう一つ、保安解雇された三百七十七名ですか、この方々のいろいろの係争があつたと思ふのだが、その係争の決着は内容はどうなつてゐるか。

○政府委員(小里玲君) 国有財産の払い下げの状況を申し上げますと、申請件数が二十九件でございす。そのうち処理件数十一件、その十一件の内訳は、国有財産を払い下げたのが七件、それから貸付をいたしましたのが四件、それから未処理件数が十八件である。それから米軍の返還物品を離職者の団体に払い下げをいたしてございす。その合計で二百二十件で、金額にいたしまして、一千一百七十六万七千円、こゝういふ数字でございす。それから保安解雇の三百七十七名のうち、この裁判所あるいは労働委員会等に提訴をいたしましたもの、それが百二十八名でございす。

○藤田藤太郎君 百二十八名提訴してあるけれども、全部だめだということですか。

○政府委員(小里玲君) 提訴をいたしまして、最終的な判決が確定をいたしてございすのが六十四名、そのうち、政府側が勝訴になつてございすのが五十二名、それから政府側が敗訴になつてございすのが十二名でございす。あとはまだ確定判決がおりてない、こゝういふことでございす。

○藤田藤太郎君 そこで失職された方の問題は、三十二年から今日までの合計は調達庁の関係でいくと何ぼになるか、七万くらいですね。労働省の関係でいくと、十三万四千、これは特需労働者を含んでですか。

○政府委員(堀秀夫君) これは入つております。特需関係を含んでございす。

○藤田藤太郎君 そうすると、十万三千九百人——一応推定された就職、それから自己就職、企業団体を含めて十万三千九百人、大体そうすると二万五千人が失職ということになりますね。間違いないですか。

○政府委員(堀秀夫君) それ以外の方につきましては、帰農された、あるいは労働市場から引退されたというよりな方がございす。それを除きまして、現在求職中である、あるいは失業保険を受給しておられるという方の数は、これは一応われわれの方の昨年の推定の推定でございす。一万二千人。従いまして、それ以外の方は職安の窓口に出てきておいでになります。帰農をしたとか、あるいは労働市場から引退したということになるのではな

いかと、このように考えております。

○藤田藤太郎君 今保険をもらつてゐる人と職安の窓口で現れてゐる人が一万二千人、それからあとの人は、結局失業か失業でないかわからぬ。こゝういふことになるわけですね。

○政府委員(堀秀夫君) 職安の窓口で求職においでになつてないという方でございす。

○藤田藤太郎君 そこで、昭和三十三年六月から十三万四千という中で、今現れてゐるのが一万二千人だといふのだが、この中で、特需の労働者と、それから間接雇用、要するに駐留軍労働者等の失職の関係はどうですか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま手元に持ち合わせておりませんので、後刻調査して申し上げます。

○藤田藤太郎君 そこで、最近における数千人——きのうの芦屋で首を切られた人なんかは三十四年度に入るわけですね。だから、それ以後に数千人といふのが首切られるということになつておる、本年。この前も調達庁長官と労働大臣に言ったのだけれども、この数千人といふものは、芦屋ばかりでないのだが、国が雇つて、間接雇用といつたつて国が責任を持つて雇う、こゝういふ觀念になつてゐる。雇主がやはり責任を持つて、あとの就職の問題、生活の問題を処理しなければならぬといふことだと私は思ふのです。しかし、十三万何千人の中で、特需の人がおいでになるかしれません。それで大体七万くらいで、あとの五万幾ら、六万四千ですか、その方も特需とたとへばするとしたら、問題があるのは、国がめんどうを見なければならぬ人を、単に職安の窓口に来た人だけしか把握し

てないという状況で、結局潜在失業、要するに苦しい生活の中で、たとえは親戚をたよっていつてそこに滞在してしまふ。他の人の助力を得て生活を続ける。こういうことにおつぱり出される現状ではなからうか。積極的に、離職した人について一々私は、特に駐留軍の労働者に対して、その就職をあつせんするまでのめんどろを見ようという気持ちだけではなしに、手続、それから処置というものはどういふふうにされるか、それを聞かして下さい。

○政府委員(堀秀夫君) 調達庁の方からまた追加してお答えがあるかも知れませんが、われわれの方としてまずとつております措置を申し上げます。お話のように、離職されます方につきましては、これは特殊な事情に基づくものでございまして、積極的に御相談にのじっていく。この態勢を整えなければならぬことは、われわれ痛感しておるものでございまして。最近最も問題になっておりますのは、御承知のように、芦屋地区、それから特需関係では相模工業、これが問題になっております。そこで、どんな措置をとつておるかとお申しますと、これは、職業安定所にすわつておつて、そこに来た人だけを受け付けるというのでは、お話のように非常に消極的になると考えます。そこで、これは調達庁とも御相談をいたしまして、出張をいたしまして

方は八十七名でございます。そして、この相談におきまして、御本人の希望を十分伺ひまして、またその人の能力等も相談をいたしまして、これを、職業紹介による配置転換あるいは職業訓練所もしくは簡易職業指導に振り向ける。あるいはそこまではない方については、自営業の相談にのずるというようなことを、職安と調達庁関係の係官が共同いたしまして、現地において御相談に応じていく。このような態勢をとつております。

○藤田藤太郎君 その具体的な問題はあとですが、一般的な問題として、都道府県に政策協議会があるのであれば、市町村にまで協議会と同じような仕組みをおろせ、そうでないといふことが議論としてされていくわけですね。私もそう思う。それから特別給付金、この前は最高一万円になったんだが、あれは少なくて五万円上げなければいかぬじゃないかといふことを主張して参つた。

それから三番目は、訓練手当とか、移住手当。要するに、炭鉱離職者でやりましたが、ああいう格好で何とかめんどろを見る方法がないか。こういう問題。

この三つについてまず聞きたい。

○政府委員(小里玲君) 市町村に離職者対策の協議会を設けるべきであるといふ議論は、労働組合等からもございまして、中央の離職者対策協議会でしなればこの問題も検討をいたしましたのであります。が、都道府県に設けてあります協議会は、企画、立案、調

整ということがおなる仕事でございまして、実際の実行機関ではないといふような意味合いから、現在の都道府県協議会が十分であらう、こういうことで、政府といたしましては、市町村までこれをおろすという必要はない。こういう結論で現在まで来ておるわけでございます。

それから次の特別給付金の問題であります。この問題につきましても、これを増額しろ、あるいは支給の区分を是正しろ、こういう要求が、労働者あるいは労働組合からございまして、政府内部でいろいろ検討を加えております。ただいまのところいたしましては、特別給付金を直ちに増額するといふことは、この制度を設けましてからまだそんなに年月もたつていない、また事情が非常に変更を来たしておるといふことでもございせんので、制

定当時の基準並びに額で妥当であらう、こういうことで、現在まで制

時のままでやってきておるわけでありまして、調達庁自体としては予算が許し、事情が許せば、できるだけ手厚い措置を講じたいという気持は持つております。けれども、他との均衡その他各般の事情から直ちにこれを増額するといふことは、政府全体としては妥当でない、こういう結論になっておるわけでございます。訓練手当の方は関係省から申し上げます。

○政府委員(堀秀夫君) 職業訓練手当等の問題につきましては、これは今回御審議をいただきました。失業保険法の改正が成立いたしました。これはさうそく四月から実施に移す予定でお

ります。が、これによりまして、一年間は失業保険の、訓練中は失業保険の受給期間を延長すると、このような措置がとられております。大体駐留軍の離職者の大部分は、この失業保険の受給の資格者でございまして、今の改正によりまして相当明るい見通しが開けたのではないかと、このように考えております。

それからなお、失業情勢の非常に悪い特別の地域につきましては、これは広域職業紹介命令を発動することによりまして、二カ月間さらにプラスして、失業保険金の支給を行なう、あるいは早期に就職されました方につきましては、就職支度金三十日から五十日を支給するといふような道も開かれました。なおこれに既存の制度といたしまして、移転費、移転料でございまして、失業保険の移転料の制度もございまして、これらからみ合せて参ります。活用して参りますれば、従来と違ひまして駐留軍の離職者の方にも明るい見通しが開けたのではないかと、このように考えております。

なおさらにそれに加えて、特別給付金、これを増額したらどうかといふような問題もございまして、これらの問題につきましては、労働省といたしまして、調達庁とたまたまよく連絡しまして検討しておるところでござい

ます。

○藤田藤太郎君 特別給付金というのは、どういふものですか。

○政府委員(堀秀夫君) 特別給付金でございまして。

○藤田藤太郎君 どういふものですか、内容は。

○政府委員(堀秀夫君) 私の申し上げ

ましたのは、駐留軍の離職者の臨時措置法に基づくところの特別給付金の意味でございまして。

○藤田藤太郎君 もう一つそれじゃ炭鉱は、あの事業整備法の関係で移住資金といふものを出しになる、それは一つの法律によつて事後処置ということになる。この駐留軍の離職者といふものが何といたつて国が責任をもつて労働を提供する、国が雇つて提供する。はつきり言えば国家公務員、それを基地がなくなつたからもうそれをそのまま切つてしまふ。本人の意思で職安の窓口に来なければ、今現地で相談に乗るとおっしゃつたけれども、実際に適当な処遇といひますか、相談といたつて、全部百パーセント雇ひます、その中で選択しなさい、といふことじゃないかと思う。だから、そういう格好でおつぱり出すのですから、そこに職がないときには炭鉱以上の移住資金といふものを出して然るべきだと私は思う。それはどうですか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま申し上げましたように、失業保険の受給資格者が大部分を占めておられますので、この方々につきましては、今回の改正によりまして、三つの制度をからみ合せて参りますれば、事実上相当額の支給ができるだらうと考えます。なお、さらにこれにプラスして支給すべきかどうかという問題につきましては、これは支給するとなれば、駐留軍の離職者の臨時措置法に基づく特別交付金等を増額してはどうか、こういう問題になるわけでございます。この問題につきましては、調達庁、労働省等におきまして、目下鋭意研究しております。大体われわれの労働省といたし

ましては、失業保険法の改正によりまして、この受給資格のある方については、御承知のようになり明る見通しが、これで開けることになったわけでございますが、それだけでは不十分ではないかという御議論もありませんが、この点については目下研究しております。

○小柳勇君 藤田君と同様に、私も新安保条約の改定に伴いまして、米軍が移動いたしますと、それに労働を提供されておった労働者が配置転換なり職いたしますので、質問いたしていきたいと存じます。ただいまの藤田委員の質問の中で、現在の労働者の数が間接雇用が六万二千四百二十二名、直接雇用は一万五千名というところは明らかになりましたが、これから新安保条約があるいは改定されるかとも思います。それに伴って米軍の移動などによって、この労働者の、これからどういふふうに推移していくか、各基地の米軍の移動によって、この労働者がどのようにに数が推移していくかということについて、調達庁なり防衛庁なり、あるいは労働省でどのように把握しておられるか、一年くらいの見通しでもよろしくごさいますから、わかれば、将来のことはよろしいのですが、一年くらいの見通しでもよろしいので、これを一つ御説明願いたいと存じます。

○政府委員(小里玲君) 新安保条約が発効し、あるいは新行政協定が制定を見ました際に、米軍の移動が相当行なわれるであろう、それに関連して労働者の推移はどうか、こういうお尋ねでございますが、ただいままで調達庁として米軍と折衝いたしました過程の中におきましては、新しい事態に關連をいたしまして、米軍が大々的に移動をして、そのために労働者の解雇あるいは配置転換等が行なわれるという情報には接しておりません。米軍からできる限りわかる範圍の労働者の推移状況等についての事前情報を日本政府の方にもらっておりますが、それによりましては新事態に伴う変動という点ではなしに、従来から米軍の予算がだんだん少なくなってくる、あるいは多少の部隊の移動とか基地の閉鎖というふうな、従来から引き続いておったような現象のもとにおける人員整理という形で米軍から情報をもらっておりますわけでございまして、従いまして、六万二千の労働者が新事態によって大きく変動する、解雇になるということとはいたしません。今後一年ばかりの間には労働者が集中的におります神奈川県あるいは東京都、埼玉県、福岡県、その他の地域において全体として数千名程度の人員整理があるであろう。その中に最近一番まとまって人員整理の出ているのは、今年の十二月末をもって返還の予定されておりました芦屋基地の約千五百人の解雇という問題でございます。以上のような次第でございまして、ただ、ここで変動があるという面から申し上げるならば、行政協定の改正によりまして、直用労働者が間接雇用に移りかわるといふ事態が出て参ります關係上、一万五千人ばかりの労働者が、一応全体として間接雇用に移りかわられる。ただ、間接雇用の労働者の中には非常なPX、クラブ、大きな組織のものもございするし、あるいは数名でもってやつていようないわゆる歳出外資金というの

のもございしますし、これがどういふ形において間接雇用に移りかわってくるか、その切りかえの際に、やはり多少の変動は行なわれるであろうということも予想されますし、また、今後切りかえにあたりまして、日米間で新しい契約等も結ばなければならぬということが予想されますので、その切りかえの時期等についてはまだ明確ではございせんけれども、いずれにいたしましても、新行政協定によって変動と申しますれば、直用労働者が方針として間接雇用、調達庁が雇用主になる間接雇用に移りかわられる、それによる変動がある、こういうことが予想されるというふうに考えております。

○小柳勇君 これは各基地の労働者がとつた情報でありまして、調達庁でも十分御存じとは思いますが、たとえば立川基地、横田の空軍基地、昭和空軍基地、それから田奈の弾薬庫、相模原の補給部隊、ジョンソン空軍基地、それからその他埼玉の所沢基地などでも軍の移動によって労働者として非常に不安な情勢にあるようです。今調達庁の答弁を聞きますと、まだ軍の移動もはつきりしていないし、このようなものについては軍の移動が明らかにならないと労働者の異動については推定もできない。それはまあ當然のことであらうと思ひます。ただ、こういうふうに情報が流れて、新安保条約が批准されたら米軍はこう移動するからこうなるだろうという情報もあろうし、あるいは新聞の情報などによってその推定が的確に当たることもあるでありましようが、そういう場合に、芦屋基地の問題については、あとで具体的に質問いたしますが、芦屋基地のように突然米軍から首切りが通告されるようなことがありまして、政府としても困るでありましようし、離職者としてもまことに迷惑なことでありまます。従つて、そのような軍の移動に対して、基地の労働者の配置転換や離職に対して、行政協定の改定の中で若干改定されて参ります。交渉の過程でどのような話がなされたか。今新しい労働契約がなされておられますが、その基本労働契約についても将来改定がなされるか、なすお考えがあるのかどうか、その点について御答弁願いたいと存じます。

○政府委員(小里玲君) 御指摘のように、労働者の解雇その他移動がございする場合には、事前に米軍から日本政府に情報をもらい、それに従つて日本政府が米軍と折衝をする、いわゆる事前協議をするという建前で現在の基本労働契約ができております。まあ普通の企業と異なりまして、軍という特別な機構を持っておりますところでありまますので、突然に基地の閉鎖、あるいは部隊の移動というやうなことが行なわれる場合もございまして、この事前協議というものが普通の企業のような場合に計画的に相当前から行なわれるというにはなかなか参らないやうな事情もあると思ひますが、しかし、建前といたしましては、事前通告を受けて日本政府と米軍との間でできるだけ犠牲者を少なくするといふ意味において話し合ひをする、こういう建前になっておりました。従つて、この方針は新しい行政協定下においても引き継がれていくものと私どもは思つております。従つて、今回の行政協定の改正によりまして、そういう人員整理

に關係をした一連のたくさんの規定が基本労働契約の中にございするが、新しい事態に対処してこの中の規定を改正をするといふ必要の箇所は、ただいまのところでは私としてはそういう箇所はない、ただ、実行上できるだけ早く詳細に日本政府との事前協議を行なう、こういう方針でやつてもらふように、米軍にも今後一そう要求もいたしたいと考えておりますが、規定自体としてはこれを改正をする必要はないものと考えております。ただいま御指摘のございました各地域における人員整理の問題にいたしまして、これは現段階あるいは中央段階において米軍から直接個々の労働者の解雇の通知をいたします前に、相当以前に情報をもらつて、それに基づいてそれぞれ軍折衝をする、こういう建前でやつておりました。行政協定の改正後におきましてこの方針でやつて参りたいと思つております。

○小柳勇君 確かめておきますが、労働部長だからつきり言われぬのかどうかかわりませんが、そうであるといふと調達庁長官にまでもらわなければなりません。私がたゞいま言いましたやうな基地では全然心配はないと労働部長は思つておられるのかどうか、ここに書いてあるやうに若干の心配はあるけれども、まだ正確に軍の移動もわからぬし、軍からも何の話をしないからただ想像であらうとか、あるいは全然のデマであらうとか、そういうことで、若干のやういふ心配はあろうけれども、まだそれは将来のことですから、それじゃ心配が出たならば労働者と前もって話すと、労働組合と前もって相談する、そういうことでございま

すか、いずれですか、はっきりして
いてもらいたい。

○政府委員(小里玲君) 米軍から事前
の人員整理その他の情報を日本政府が
もらっており、この数字は、

相当期間において以前に行なわれま
す場合には、非常に不確かな数字で
ございまして、その不確かな事情でも
日本政府としてはやはり一応そういう
数字をもとにしていろいろ施策も講
じなければいけない、こういうこと
でその数字をもらっておるわけでご
ざいます

が、具体的に各基地においてどれ
だけの労働者が解雇になるかという
際には、これは御承知かとも思いま
す、四十五日前に向こうから労働管
理事務所の方に通告がなされます。し
かし、四十五日前、すなわち労働者
に通告をいたしますのが三十日前、
解雇になります日からさかのぼって
三十日前、その三十日から四十五日
までの間の十五日間を日本政府と米
軍との折衝、事前協議期間、あるい
は労働者の解雇の手続をとる期間、
こういうことになっておりますが、そ
の四十五日のそれ以前においても労
働者の解雇の数が確定いたしました
場合には、こちらに数字をもらいま
して、それに基づいていろいろな観
点から対軍折衝をする、こういうこ
とになっております

で、御指摘の、各基地における人員
整理のうわさといふものは、新聞情
報その他、私どもとしてもはつきり
それを確認しておるわけではござい
ません。ただ、全般的に申し上げま
すことは、来年度の数千名というの
は、東京、神奈川その他労働者のた
くさんおるところから、従来のよう
な人員整理の理由、すなわち、予算
の削減であ

りますと、あるいは機務の縮小とい
うようなことから人員整理が出る
と、こういう情報ももらっておりま
す。ごさいいます。

○小柳勇君 米軍の移動の数字は、ど
のくらいまで持っておられますか。

○政府委員(小里玲君) 米軍の移動に
伴って労働者が解雇される数字とし
て申し上げます数字は、来年度、昭
和三十五年度中に数千名と、こうい
うことでごさいいます。

○小柳勇君 その、来年度中に数千名
というの、各基地でそういうものが
集積されて数千名になっているのだ
か、ばく然と三十五年度は数千名と
出ているのですか。

○政府委員(小里玲君) 各基地の解雇
の一応の見通しの累計でごさいいま
す。

○小柳勇君 それじゃ、私が初めに質
問したとき、そんな数字は全然わか
らぬように、これはただ一つの憶測
であるかのようにあなたは答弁され
たので、今の答弁によりまして、来
年度の各基地における一応の解雇
数というものはわかっていないで
すか。

○政府委員(小里玲君) それは、実際
に解雇の行なわれます相当期間前
の情報でごさいいますので、非常な
不確かな数字でごさいいます。従っ
て、全然単につかみで数千名とい
うことではございしません。ただいま
申し上げましたように、一応の各基
地における数字はございしますけれ
ども、これは発表する程度の数字
でもございしませんし、従来の例か
ら見ても、相当これに数字の変動
がございします。一応のそういう数
字の累計が数千名、こういうこと
でごさいいます。

○小柳勇君 普通の、たとえば学校卒
業者の就職とか、あるいはその仕事
の工場の配置転換とかいうことであ
るならば、私は追及いたしません。し
かし、少なくとも、人間の生活権を奪
う解雇を伴う労働者の移動について、
その数字があらかじめあなたの方
に手元にあるようであり、それをし
なすおあなたが、今もうこれをばく
然と消そうとしている。それは一体
どういうことでしょうか。私はもう少
しこれは追及したいと思ひますが、
その数字がいつごろあなたの方に、
調達庁の労働部長のところに数字
が入っているか、あるいは、それは、
たとえば来年度とおっしゃいました
けれども、毎月あるいは来年度の基
地の数字でしようか。

○政府委員(小里玲君) ただいま
わかつておられますところは、大体
来年度中ぐらゐの一応の見通しの
数字を米軍から言つてきておられ
ますが、繰返すように、非常に不
確かな数字でごさいいます。この
数字の発表については、これを発表
しない、と、こういうことに米軍と
日本政府の間で取りきめておられ
ますので、これを発表することは差
し控えたいと思ひます。

○小柳勇君 それじゃ、数字の発表に
ついては、またあとで適当な機会に
話しましょうが、その数字は、あな
たがただ聞いておくだけで、あと、
たとえば離職対策とか、あるいは、
来年度の職業訓練とか、さうさ、
来年度といひました。もう中央の方
で来年度と思つておられる数字が、
現場にきたとき、今、四十五日と
言われまして、それから労働者に通
告するのは三十日、数千名の者が
わすか三

前に、お前、首切ると通告されて、
どう処理しようとするか、そのばく
然と持つておられるから、これはも
う数字はただ聞いておいて、この
数字は金庫の中にしまつておいて、
何も対策せぬのですか。その点ど
うでしょう。

○政府委員(小里玲君) もちろん、非
常に不確かな数字ではございしま
す。一応の米軍の算定の数字でござ
いますので、調達庁といたしまして
は、各府県にも連絡をいたしまして、
この対象があれば、あるいは米軍と
折衝する部面があれば折衝をする、
あるいは調達庁本庁において米軍と
折衝する必要がある場合には折衝
する、と、従来も相当、三十日とか
四十五日以前におきまして米軍と
折衝を重ねておられます。

○小柳勇君 そりしますと、その数字
は秘密ではあるけれども、各府県に
は落として対策を内々に考へてお
るのですか。

○政府委員(小里玲君) その通りで
ございいます。

○小柳勇君 各府県には数字が落と
されて、この社会労働委員会の私
どもがこれから根本的に対策を
検討しようとするこの社会労働
委員会では発表できないという
数字でございいますか。

○委員(加藤武徳君) ちょっと速記
を落として。

○委員(加藤武徳君) それでは速記
を始めて下さい。

○小柳勇君 じゃ、まあ将来の問題に
ついては別に話を改めて検討する
ことにいたします。

ただ、これは基本労働契約との関連
もあり、米軍の移動が始まると

調達庁に通告して来るのは四十五日
前、解雇から。それから政府が労働
者に通告する期間は三十日です。そ
ういふ期間では、今のうちに失業者
が出て、特に九州などのような失業
多発地ではほとんど離職対策なども
立たないわけ。と、ほうにくれる
わけ。従つて、基本労働契約の改定、
こういう機会にこゝろに通告の期間
の改定の努力ぐらゐは調達庁も政府
全体としてやらなければならぬと思
ひますが、その点いかがでしょう。

○政府委員(小里玲君) 四十五日とい
うのは、先ほど申し上げましたよ
うに、三十日以前に労働者に通告
する、と、これは労働基準法上の制
約でございします。それから、その
前十五日間を、その前十五日間に
米軍と、まあ主として現地の県
なりあるいは労働管理事務所で米
軍と折衝をする、あるいは解雇の
手続をとる、こういう期間として
十五日間を置いておられるわけ
でございまして、現在の基本労働
契約の上から言ひまして、この
四十五日をもつて終われりませ
ず、に、その以前に、できるだけ米
軍の人員整理の状況が明らかにな
つた際には、できるだけ早く日本
政府に通報をして、それに基づい
て両者で話し合ひをする、こうい
う建前になっております。従つて、
基本労働契約の改訂というよりも、
その事前通告なり、事前折衝を
できるだけ早く、できるだけ内容
的にわたつて十分やる、こゝろに
なつていくと思ひますので、ただ
いまのところ、この新行政協定に
伴つて基本労働契約を改定するとい
ふ必要はない

ものと私もは考えておるわけであり
ます。

○小柳勇君 この期日の問題だけじゃ
なくて、労働契約があつても、なお今
回の芦屋の問題などはその通報も十分
協議しなければならぬというようなこ
とがあるにもかかわらず、やつていな
い。単にこれは期間だけの問題ではあ
りませんが、私は三十日前ぐらゐの通
告ではないかと思つてゐるのではない
か。従つて、別の、今後の問題ともい
たしますけれども、そういうものも政
府は一つしやんとして、米國に對して
交渉してもらふように要請して、次の
問題に入りますが、人事労働契約は政
府と米國との間の労働契約です。とこ
ろが、政府と労働者との間には協約は
結ばれておらぬわけですか。私はこのこ
とを心配して、もう一昨年からはし
ば労働者と政府との間に労働協約を結
びなさいよということをお願いし、か
つ、当委員会で満場一致の決議をやつ
てゐるはずですが。しかもその労働協約
は、今日なお結ばれておらない。そう
して政府と米國だけが労働契約でもつ
て、そして勝手に新労働契約を作つ
た。それはまあ若干よくなりましたか
ら、今文句は言いませんけれども、こ
ういふ機会に、今度は労働者が心配な
いように労働者と政府との間に労働協
約を結び、そして米軍と、この三十
日の予告期間であるけれども、通告期
間であるけれども、前もつてわかり次
第に事前協議をして、そして退職者
の希望を聞くとか、それから転職の希
望を聞くとかというところはいいた
しますというこの協約というものは、
私は、私は政府に誠意があるならば結ん
でもよろしいかと考える。そのことも

この委員会では認められて満場一致決
議をしてゐるわけですが。その決議が実
行されておらない。その点については勞
務担当の部長さんとしてどうですか。

○政府委員(小里玲君) 新契約が、新
基本労働契約ができて以来、御指
摘のように、新しい労働組合との間に
労働協約を結ばうという意圖のもとに
米軍、調達庁、労働組合三者間でたび
たび折衝を重ね、意見の調整を行なつて
参りました。労働者側との間には労働
協約があつて、それによつてすべてが
行なわれるということが一番望ましい
こととございますから、政府として
も一日も早くこれを結びたい、という
ことで努力を続けて参つてきたのでご
ざいます。労働組合とまあ使用者で
ある米軍、調達庁との間の意見調整が
非常に困難な場面にぶつかつておりま
して、これの解決がどうしてもできない
というところで、今日までこの三者間の
意見が一致を見て労働協約を結ぶとい
うところまでは参つておりません。現
在まで私どもとしては努力を絶えず続
けて来ているわけですが、非常に
常にむづかしい問題がございまして、
そういう点で意見の一致を見ない。
従つて、労働協約の案が成立しないとい
う状態がございまして、私どもとし
ては、今後でもできるだけ調整をはかつ
て協約を作ることに実現に進みたい、
かように考えます。

○小柳勇君 芦屋基地の具体的な問題
に入りたいと思つてゐますが、その前に、
この逆に芦屋基地を中心にして法改正
までいくつもりでしたけれども、今お
話が出ましたから、逆に労働契約の今
度の安保改定に伴う行政協定の改定の
方から質問して参りたいと思つてゐ

が、今直接雇用を間接雇用に切りかえ
る。そして一切政府が雇用して労働
を提供することになりました。この点
については前進だと思つてゐますが、さ
つと藤田委員が質問いたしました保安解
雇ですね、保安解雇いたしましたその
補償、さつき十二名の者が敗訴した
といはれました。その十二名の者につ
いては政府から給与を支給して、今回
はこの行政協定の改定によりまして、
両国の合意の期間は米國側から支払
う、こういうことになった、こういう
こと聞いておりますが、行政協定の改
定の内容、交渉の経緯、今後の処理、
そういうものについて調達庁並びに外
務省の方から御説明願ひたいと思つて
います。

○政府委員(小里玲君) 今回の行政協
定の改正によりまして、直用の労働者
が間接雇用に切りかえるという問題、
これは非常な進歩であらうと思つて
います。

それともう一つたゞいまお話がござ
いました保安解雇の問題でございま
すが、これにつきましては、今回の新行
政協定の十二条六項に特別な規定が設
けられました。従来アメリカ軍は裁判
に負けましたもこの賃金を支払うと
するいは労働者を現職復帰させること
等、一切日本政府のいうことを聞か
ず、これを拒否しておつた、こういう状
況であつたのでございまして、今回の
行政協定の改正によりまして、保安解
雇事件以外の問題につきましては、裁
判が確定をいたしましたれば、確定を
して、日本政府が、雇用主が負けた、解
雇は無効である、こういう判決が出ま
した場合には、その間の賃金を払う、
あるいは原職復帰をさせるという問題

は、これを米軍が実施をしようとして、こ
ういふことに相なつたわけではござい
ませんが、その例外的な規定をいたしま
して十二条六項に米軍の安全上の理由
による解雇の場合においては、これは
解雇が無効が確定をして、米軍がその
労働者を基地の中に再び戻すというこ
とに賛成をしない場合にはこれを日本
政府に通告をして、そして日本政府
との間に三十日間の協議をする。そう
して協議の結果、ある場合には原職復
帰をさせられるというやうな場合もご
ざいますし、あるいはどうして
米軍としては原職復帰を希望しない
と、こういう場合もあると思つてゐ
ますが、希望をしない場合におきましては、そ
の原職復帰をさせることについてはアメ
リカに拒否をする権限を認める。その
かわり日本政府とアメリカ政府との間
の協議が開始をされた後から、向こ
う一カ年以内における所要の経費は日
本政府に償還をする、こういうことに
相なつたわけがございまして。従いま
して、そういう場合には一年以内の金額
は、これはアメリカから日本政府が償
還を受けるわけがございまして、それ
も、労働者と雇用主であります調達
庁との関係におきましては、アメリカ
の償還云々にかかわらず雇用契約は維
続をする、こういうことで日本政府か
らその労働者に賃金相当額を払う、こ
ういふことに相なるわけがございま
す。

○小柳勇君 そうしますと、解雇は不
当であるという判決が出て、それでも
なお米軍の方でも就職させない、復
職させない、それで金だけを、一年間
は給料だけを払おう、そうしますと、そ
れから先は日本政府が永久にその人の
給料を払うと、こういうことですか。

○政府委員(小里玲君) 解雇無効にな
りますから、労働者と調達庁との間
の雇用関係は解雇がなかったものと同
じように継続するわけがございする
ので、調達庁としては、雇用主として勞
働者に賃金相当額を払う、その後にお
きまして正当な理由で解雇という措置
が講じられない以上、その雇用関係は
継続する、雇用関係が継続する間調達
庁から賃金を払うと、こういうことに
相なるわけがございまして。

○小柳勇君 それはまあ政府の方のこ
とはあとで質問しますが、その前に一
年間、まあ正式には両国の合意の期間
でしようけれども、一カ年間などと限
定するのはなぜでしょうか。解雇をし
た、それは解雇不当だと、裁判が解雇
無効だと判決する。われわれとしては
仕事に返して使つての当然だと思つて
もし使わぬとするならば米軍がずっと
それを、日本の政府にめんどろ見させ
ないで、米國がそのまま給料を払うな
ら話はわかりません。それをしないとい
うのはどういふことでしょうか。

○政府委員(小里玲君) これは今回の
新行政協定がNATO諸国の例にな
らつてきておる面が相当ございま
す。この労働条件につきましては、ド
イツにおける駐留軍とドイツ政府との
関係がやはり私にたいして御説明申し
上げましたように、一年以内で駐留軍
が償還をするか、あるいは労働者を原
職に復帰させるかという、そういう選
択権を持つておる、こういう規定に
なつておりますので、そのドイツの例
になつてこのやうなところに落ちつい
た、こういうことではあります。

○小柳勇君 そうすると、日本と米國

にいたしましたのであります。私の方の調達庁長官はもちろんのこと、防衛庁長官の名において第五空軍の副司令官にも折衝をしていただきましたのであります。お話のように、一月ごろまではまだそういう気配がなく、予算もあると、基地の閉鎖等はないというようなことを言っておった向きもあるようでございますが、その後情勢が変化したしまして、やはり六月中旬に部隊移動が行なわれて、九月ごろまでにはほとんどの勤務者を解雇して、残務整理員だけを三百数十名十二月まで残す、こういうような線に変わつたわけであります。何分にも基地の閉鎖という大きな問題であり、特にあ

振り方というよりなごとにつまみしても、いろいろな政府としても対策を講ずる必要があるということで、米軍に対して、そういういろいろな計画を樹立する間、人員整理をできるだけ最小限度にとどめてもらいたい、こういう折衝をいたしたのでありまするが、第五

策定をいたしました計画を奏するといふことがどうしてもむずかしいと、予算等につきましても、最初のうちは、六月まではあるというよりなことでありましたが、軍の移動計画として費用の捻出を考えなければいかぬということから、六月以前において労務者の解雇を行なわざるを得ないという、

して、日本政府の要望にはこたえがなかった。たとえは、解雇の前に基地内において職業講習、訓練をやるというような際に、本来であれば、解雇になつてしまえばパスを取り上げて基地の

中へは出入を禁ずるのが通常でございますが、基地区内でも、特別な例外として、基地内で講習をする際の必要なできる限りの物的その他の援助をしよう、こういうことでございまして、従って、解雇そのものは延期をするとか、あるいは変更するということにはどうしてもしようがないけれども、できる限りの援助はしよう、こういうことでございまして、まあ人員整理の延長ということにつきましては、労働組合、あるいは日本政府の希望がかなえられなかったという事情がございまして、まあ三月、四月、すでに目前に迫っている問題でございますが、この十二月までの解雇になります千数百名の人の解雇の日にち等につきましては、今後も米軍と情勢に応じて折衝もいたして参りたい。労働者の失業対策等につきましては、各省それぞれの立場から中央の難対協の中で御討議をいただきまして、各省それぞれの持場で万全を期していただくと、こういうふうに進めております。

○小柳勇君 そろいますと、もう三月の首切られたのも仕方がないと、あと努力をするけれども、こま切れですと各月予定されておるものについては折衝はするけれども、好転する見通しは非常に困難であると、こういうことでございまして。

○政府委員(小里玲君) 私どもたびたび軍と折衝いたしました、それから私の方の長官、あるいは防衛庁長官、それぞれ折衝していただきました。また、先生方にもわざわざ府中にもお出向きをいただいているというようなくとも承っておりますが、全部、こぞって何とかしてもらいたいということでは

折衝いたしましたのですが、現在までのところこれを変更するという意思表示をしておりませんので非常に困難である、ワシントンの一応の承認をとって計画を進めておるといふような関係もあるようでありまして、これを変更することは非常に困難である。見通しとしてはそう思います。ただ、今後におきましてもその努力は続けて参りたいと思ひます。

○小柳勇君 今後の努力、政府一体となつてやつていただきたいと思ひます。われわれとしてもできるだけのことは、これはまあ援助になりませんが、先日難対協の会長である総理府長官から防衛庁長官にも話しておきましたけれども、退職手当の増額、あるいは職業訓練を受けに参りますと、汽車賃も要ります。バス代も入ります。約半数の者は地域外から通つていかなきゃならぬ。そういうことで、職業訓練手当をもらうだけでは生活の維持もできない。もちろん退職金はもらいますけれども、退職金は更生資金、立ち上がり資金となるし、使えばもうすぐなくなる金であります。が、そういう北九州地帯の失業多発地帯における特殊な事情としての退職金の増額について、何か具体案があるか、あるいは旅費について具体案があるか、お尋ねいたします。

○政府委員(小里玲君) 退職手当の増額の問題につきましては、ただいま労働組合から、一戸屋の問題としてだけではない、全面的に退職手当規程を改正すべしという要求が出ておりまして、ただいま労働組合と団体交渉も、あるいは軍と意見調整をしておる最中

でございます。従いまして、この点について、私からこの席で、この見通しについて申し上げることは差し控えさせていただきますと思ひます。それから訓練をいたします交通費その他のこととございしますが、まあ一応予算的には限られておりまして、しかもこの支出のはっきりした理由が立ちますれば、できる限りのことは日本政府としてもいたしたいと、検討を進めております。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(加藤武徳君) 速記始めて下さい。

○小柳勇君 まだ具体的にいろいろありますけれども、次の議題もありませんので、私は要請をいたしておきたいと存じます。当面の対策としては、実は労働者の難対策、特に職業訓練などについて具体的に質問いたしましたのであります。が、省略いたしますが、当面、退職手当の増額、それから職業訓練をやつてもらうのにあたたい、思いやりのある、効果の上がる職業訓練をやつていただかなきゃならぬと、その点を一つ強力に進めていただきたいという点であります。

それから根本的な対策としては、冒頭に質問いたしましたように、これは米国の軍隊と日本の政府との関係と、それから日本の政府と日本の労働者との関係、関係が二つながつて参りますから、その関係を、米国の間では、行政協定によりまして一つの規定が出来ますが、日本の政府と労働者の間の協定を早急に作つてもらつて、

生活権の確保、それから不安を除去していただきたい。で、いろいろ慣習などがあつたでしようが、そういうものを一切汲んで、労働協約なりその他の方法で、労働者と政府との関係の規定化して、問題の処理をスムーズにしたい。加えて、たとえば臨時措置法などの改定を機会に、もう少し、法的に駐留軍労働者の生活を保護していただきたい。これから年々少々このようないことが起こりまして、さっきの労働部長の話によりまして、今年だけでも数千名の者が解雇される。自分が解雇されるとき、まことに生活も不安守るためには、やはり法律で守ることが、一番これは確かであるし、そうしなくちゃならぬのではない。従つて、臨時措置法の改定を早急にやつて、その中で、難対策だけではない、法的に守つてもらいたい。先日、社会保障立法を相当あげましたけれども、その中におけるこの身体障害者などの人たちに對する保護より、一そう働く意欲はあるし、からだも健康であるにかかわらず、働く職場を奪われるその人たち、しかもそれが見えすいておる、そういう人たちに對しては、もっと積極的に、法的に保護の措置をとつていただきたい。

それから、最後に、日本政府がこの安保改定、行政協定の改定を機に、いまま少く、米側に對して、日本の労働者の側に立つて、その生活を守る立場で、強力なる交渉なり、保護の対策を立てておきたい、こういうことを要請いたしておきたいと思ふ次第であります。

なお、今全駐留軍労働組合が、去る二十五日に第一波のストライキをやりましたが、四月中旬、四月下旬に実力行使をかまへながら、交渉に入つております。それは、当面の問題は、首切り延期、退職手当の増額、それから給与改定——この給与改定の中には、賃金ベースの引き上げ、頭打ちの是正、昇給率の引き上げなどあります。いろいろ事情等を調査いたしますと、給与改定にいたしまして、公務員よりも、今あまり率がよくない。それから、頭打ちの是正にいたしまして、もう二年間も昇給しておらない者があつた。これを五百円にしてくれという要求。普通公務員にいたしまして、昇給はまあ大体千円ぐらいが妥当ではないか。そういういたしますと、三百三十円の昇給率を上げてくれということも、われわれとしては、一応これは肯定できる。従つて、調達庁並びに政府当局は、現在この追われる者の立場で、い一つ首切られるかわからない、追われる立場で、生活を守るために戦つておる七万数千名の駐留軍労働者のために、あたたかい措置をとられるように要請いたしまして、質問を終わりたいと存じます。

○藤田藤太郎君 ちょっと関連。私は総理府の総務長官が見えないから、残念で、その問題は保留しておきまして、しかしまあ事情が事情ですから、日をあらためます。ただ、防衛庁の長官が労働者の給与担当大臣だと聞いておる。ところが、

○藤田藤太郎君 ちよつと関連。私は総理府の総務長官が見えないから、残念で、その問題は保留しておきまして、しかしまあ事情が事情ですから、日をあらためます。ただ、防衛庁の長官が労働者の給与担当大臣だと聞いておる。ところが、

○藤田藤太郎君 ちよつと関連。私は総理府の総務長官が見えないから、残念で、その問題は保留しておきまして、しかしまあ事情が事情ですから、日をあらためます。ただ、防衛庁の長官が労働者の給与担当大臣だと聞いておる。ところが、

のありましたような、炭鉱住宅街はもとより、あの地帯一帯における平穏というものを取り戻すことに全力をあげて参りたいというふうに考えておるわけでございます。

○田畑金光君 私たちも参りまして、新旧組合の事務所もたずねましたが、そこで住宅地区を見てみようというわけで、住宅地区に視察に参ったわけですが、その節、わが党の福岡県連の諸君が、われわれの知らぬところで、場所が場所であるからと、こういう配慮であつたでしょうが、警察の方に、見に行くから一つ案内をつけてくれ、こういう連絡をとったところが、警察の方では、身の安全を保証するわけには参らぬ、こういう言語道断なことを言っておるわけですよ。いやしくも、国会議員が国政調査のために参つたところ、身の安全の保証ができません。それはちょうど幸いだからというので、むしろそうならば、なお一そう現地を見なくちゃならぬ、こう考えていたところ、後刻私服の刑事が来て、われわれの車に乗って案内してくれたわけですが、こういうような考え方が警察自体の中にあるということです。それで、車の中で私服の刑事がいろいろ説明しておりますが、住宅の中で争議が起ると同時に、いろいろな紛争が起きて今日にきています。最近にはそれが激しくなつてきている。なぜあなたの方として、もつと警察が住宅の中の治安の維持を積極的に行わないのか、こう聞いたところが、いや、なかなか入れてくれない、こう言います。一体住宅地帯は治外法権地域なのかどうか。この天下のわが国の領域の中に、あるいは住宅地域の中に、治外法権地域という

のはどういふところにあるのか。それをも一つ教えてもらいたいと思うんです。

○政府委員(柏村信雄君) 住宅街に治外法権というふうなものはないと思います。

○田畑金光君 さらばどういふわけでも、警察の諸君が当然みずからの職務執行を遂行するために、このような治安が問題となつていふ地域に対して、もつと治安確保のために努力をしないのか。これはどういふわけですか。

○政府委員(柏村信雄君) 先ほど申し上げましたように、福岡県におきましても熊本県におきましても、そういうことについての努力をいたし、検問所を設けたり、あるいはパトロールを強化する等の措置をとつておるわけでございますが、それが十分に行き渡つて民心の安定というものに十分に役立っていくまでの効果を上げていないといふことは、非常に遺憾に思つてございします。熊本及び福岡におきまします動員も、相当の数を動員いたしておりますが、これでやはり十分とは言えないといふことで、近々もう少し民心の安定をはかる意味において、九州の近県からの応援を要請するようなことを考へておるようでございます。もういふことで、考え方につきましても、また、人数にいたしましても、やり方にいたしましても、さらにこれを強化して、民心の安定をはかるように努めて参りたいと思つておるわけでありまして、

○田畑金光君 私は現地を見まして、それは写真にもとつてありますが、新組合員の家族の住いを、表の窓ガラス等もこじあけて、たたきこわして

る。あるいは戸を破壊している。そういう姿があらちこちにあるんです。しかも、夜、隣り近所の入方が入り込んで、主人もいない、奥さんと子供だけ寝ているところを、ふとんをはがして、そうしてそれを多数の人が開んで、裏切り者、大だ、こういふ形でやつていけるわけですよ。もはや自分たちの家にとどまることができなくて、そうして逃げのけるのが精一ぱいである。私は数カ所の疎開先を見てきましたが、大牟田の町の中、きたない料理屋を借り切って、四畳半の部屋に数家族の入方がござい寝をされているといふこと、そういうような状況ですから、もちろん子供たちはおやつ代もあるはずがない。こういうお握りの配給を受けて生活しているといふこの姿、こういふようなことは、一体警察庁長官の方に報告があるのかないのか。あるんですか。

○政府委員(柏村信雄君) そういふことの個々の問題が一々私まで報告されておるわけではございませんが、いろいろの報告によつて私も承知をいたして参ります。限り、現地においてもそういうことは十分承知をいたして、そういうことのないように、一日もすみやかに平穏を取り戻されるように努めておるといふ状況でございます。

○田畑金光君 私は、あなたの答弁を聞いていますと、一日も早くそういう事態がなくなるように努力しているといふが、どういふ具体的な指導を警察としておられるかといふことなんです。私は先ほど申し上げたように、これがおとなとおとなの労働組合相互の意見の衝突とか、大義名分の争いなら、私はそれは大いに堂々とやるべ

しだと思ふんです。何の罪があつて女や子供たちをいじめなくちゃならぬのか。そういう事態に置かれていふといふことは、たとえいかなることがあつても、私は争議以前の人権の問題だ、こう思ふんです。人権の自由がかくのごとく破壊されているとするならば、当然あなたの方としても、それじゃだれが守ってくれるかといふと、国民の税金によつて、われわれの生命、身体、財産の保障をあなたの方にまかしておるわけだから、あなたの方が何らか具体的な手を打つてくれぬ限りは、この入方はどうします。警察願ひに足らず、こういう気持が強く流れておるわけ、そこで皆さんに尋ねたいのは、一体今日まで警察力をどの程度あの起きた、それに応じて警察力も増員されておるのか。しかも増員された警察力は、どのように配置をしておるのか、これあたりは当然警察庁長官御存じでしょう。これだけ政治問題化し、社会問題化しているんですから、それを私お聞きしたいのです。

○政府委員(柏村信雄君) 福岡におきましては、全体の遊撃力が約五千でございしますが、あの事態が起りましたので、あそこに二千五百程度のものを配置をいたして、警備に当たつておるわけでございます。熊本県におきましても、同じように千名近いものを荒尾市近辺に動員をいたして、警備に当たつていふという状況でございます。

○田畑金光君 これは私は、警察力に最大の責任がある、こう思ふのです。二十八日のあの集団就労の強行の前夜のいきさつを見ましても、私は一方

は就労させまいとしてピケを張り、一方は就労したいといつてやつてくる、そこに衝突が起る、あるいは暴行事件が起ってくる。これは日本の今日の労働運動の水準からいふと、よかれあしかれやむを得ない今日の組合の意識の水準だと、こう思ふのです。ところが、あのときの暴行事件といふものは、三川鉄の通用門から新組合の諸君が入り、それを阻止する、そこで起きたのがあの暴行のあれじゃなくして、よくよくへいをはかして、新組合の諸君が三百九十八名さく内に入つた、繰り込み所に入つた、お互い汗をかいで休んでいふところに、三万から旧組合の諸君がなだれのごとく入つてきて、鉄棒を持ってくる、青竹を持ってくる、れんがを投げる、めちやくちやな行為があつて行なわれていふんです。これがために、経営者が三名、職員が九名、新労組員が二十四名入院している、三十六名。旧組合の諸君は三名入院しているんです。私はその病院を、一人々々見舞つてきました、いづれも頭をやられておる、足をやられておる、こういう悲惨な状態で、そのとき警察はどこにいたかといふと、すぐ近くに待機しているわけですよ。あれだけ何百名の警察は待機しておりながら、一方において当然予測される衝突です。その第一段階の衝突が終つて、ようやく新組合はさくを乗り越えて繰り込み所まで到達をした、そのあとに約四十名繰り込み所に入つて、そこで騒動が起きているんです。乱闘といふより一方的にやられていふんです。こういうようなことが、警察がすぐ近くに待機しておりながらわか

らぬはずはないのです。一体ああいふ事態、しかも御存じのように、三井三池の争議というものは、われわれから考えてみると、あらかじめこれは十分注意をしておく必要が、然るに十分注意をしておらず、警察は予備としておらず、警察は何らの手を施してなかった。この点は警察庁長官としては、どのように、部内において当時の情勢をお聞きになったでしょうか、判断されておられるかと確信しておられるのか、これを承りたいと思います。

○政府委員(柏村信雄君) 人の生命、身体、財産の保護並びに公共の秩序維持というものは警察の責任でございまして、それが十分に徹底しないということは、警察がその責任を十分に果たしていないということに相なるかと思ひます。ただ、先般の事案につきましても、何も私はこのことを弁解しようというわけではございませんが、事実私が報告を受けていることについて、一つ御了承願ひたい点をお知らせしたいと思ひますが、この第一組合——ビケを張っている第一組合側においても、暴力を用いてこれをするようなことをしない、また、第二組合側、就労を命じた会社側におきましても、ビケがもし非常に強力なものである場合には、これを強行突破するようには、最初の日からしない方針であるというふうに、警察は聞いておいたつもりでございまして、また、時間につきましても、警察がキャッチしておいた時間よりも、若干早く就労の行動がとられたという点、これはまさに警察が情報の収集また機動力の整備ということについて、不十分で

あったという点について、弁解を申すわけではございませんが、そういうような状況であつて、決して警察が目前に予想される事態を、黙過したという点ではないと私は聞いていますのでございまして。

○田畑金光君 二十九日のできごとを見ましても、私たちは新聞でも読んで、いろいろ状況判断は頭の中でもやっていたし、また、現地でもいろいろ聞いてみたのです。あの何とかいう組の暴力団が、あつて町をパレードして、そうして福岡県においては大牟田の警察がこれをパトロールして、ずっと尾行して行つて、そして熊本県に渡した。その直後で、その問題が起きたのは、しかも熊本県の事件の起きた現場の百メートル近くには、駐在所もあるし、警察官もちゃんといるのです。あのような事件がなぜ阻止し得なかったかという事です。しかも暴力団だ、名うての札つきの暴力団である。この諸君が、あつて町を練り歩いて、福岡県警察の所管の間は、パトロールがついて無事であつた。新聞によると、その間一行に対して、職務尋問もされたようだが、絶対に暴力はやりませんからという答へがあつたので、安心してはつておいた。そうしてそれが熊本に入つたとき、あれが起きています。私どもはこういうふうなことを見ると、一体警察というものは、どういふような場合に職権を発動するのか、この現在の警察官職務執行法を見ましても、第二条はなほ「質問する」ということがある。第五条を見ますと、犯罪の予防制止のために適切な措置をとるというところが、ここにうたわれている。ところが、

あなたの方はやっていないのです。この問題について、私たちは一昨日大牟田の警察署に抗議に参つたわけですが、ちやうどそのとき県の本部長も来ておつたし、県の警備部長も来ておつて、別室に現地の署長と三名が、新聞記者との会見をやつておりましたので、しばらく待つていた。そのとき私たちは、次席に参つたのです。そのときは、次席が何を言つたかという、いや実は先生方にお願ひしたいのは、法の不備なんです、何だ、警察官職務執行法を改正していただければ、あんなことはございせん。これは取りよ

れることは、何か一発悪いことを起こして、これは法の不備なんだと、そこで警察官職務執行法に持つていこうとする意図が、露骨に末端の警察官まで流れていく。あなたの方は、この法の不備が原因であつたか、あるいは警察情報等を、あなたの方は信じて、実は当時、結果として起きたのかどうか。法の不備か、実は情報等のキャッチが正確でなかったのかどうか、いずれでございませうか。

○政府委員(柏村信雄君) 法制上の問題等について、とやかく申したくはございせん。あの事態はまさしくお話のように、大牟田を根城とする組でございまして、大牟田市内において相当の重に警戒をいたしておつたわけにございまして、これもまた熊本県側にも連絡をとつておつたことは事実でございまして、当日は、たしか一個小隊と思ひましたが、乗せたバスを借り切つたパトロール隊が大牟田市内を回つて

おりました、あの一隊、百名ほどの一隊でございまして、山代組を初めとする一隊であります。これが熊本県側に入つていくのを見て、これをむしろ福岡県側のパトロール隊が追尾をしていったわけにございまして。また、荒尾市に入つてからも、荒尾市の警察官におきまして、これに対して警告をいたしておるわけですが、ところが、この一隊が検問所を通りかかつて、そこで検問のために中止を命じたわけにございまして、検問所には七名の警察官が突破して、検問所には七名の警察官がおつたわけですが、それから約五百メートル離れた正門前に第一組合のビケ隊が約三百名ほどおつた、そこで車がとまつて例の乱闘になつたわけにございまして、その際に近所におりました、駐在所におつた四、五名の警察官がその中に割つて入つたわけにございまして、数百名の入り乱れた中に入りまして、警察官すべてが負傷するといふ状況で、これを取り押さえるには至らなかった。そこにさつき追尾して参りました福岡県の一隊と、さらに急遽かけつけてきた熊本県の二個中隊といふものによつて事態を収拾し、現地から五十数名の者を荒尾署に連行したといふことが事実でございまして。警察として、あつて暴力団的なものが何か計画を画策してあの正門に行つてなぐり込みをかけるという計画でいくといふことを確実に情報を収集するなりあるいはそういうことを鋭敏に察知するといふことができておりましたならば、さらに大部隊をもつて事前に阻止できたかと思ひますが、従来あの連中は、主として情宣活動と申しますか、練り歩いていろいろと宣

伝をして歩くというをやつておるわけにございまして、そういうものがみすみす検問所を無視して通り過ぎたといふことからあの事態が起つて参つたように思ひます。なお、これは被疑者十数名を逮捕いたしておりますので、どういふ計画があり、どういふ企図を持ち、どういふ原因によつてあつて、事後ではあります、十分には究明し、今後あつてこの起らないように、さらに警備を厳にするといふことが必要であらうかと思ひますが、状況はそのようでござい

す。ただいま田畑委員の御発言に対して、ちよつと私気になりますことは、いかにも警察が、私を初めとして、法が不備であるためにわざわざ職務を怠慢にして、何か事態を起して、法の不備を補おうといふようなこと、計画があるようにお話をございまして、そういうことは絶対でございませう。そういうことはお考えいただきたくないと思ひます。

○田畑金光君 あなたはそのようにおっしゃるが、現地の大牟田の警察の次席は、明確にわれわれの前で、言つて、われわれから突つ込まれて、実はそれは取り消します、こういうことを言つておられますが、こういう警察署のいやくも次席です。署長や警察署の次席がこのようなことをわれわれに発言する、警察庁長官としては、かりにあなたの今最後に答へせられたような態度であつても、末端においてこのようにことを明確に言つておる。こういうような諸君に対して、どういふ取り締まりを、あるいは指導

をなさいますか。これは現にわれわれは数名で行つて、しかもわれわれの目の前において、法の不備ですから、一つ警察官職務法を、だから一つ国会で改正してもらわなくちゃ困ります、こゝろ言ひます。あなたはさうであつても、末端の一警察官じゃございませぬ。警察署の次席です。こゝろいう責任ある諸君がこゝろ言つてゐるというならば、われわれは中央から末端に至るまで、あなた方はかような考えでなるほどこの問題を処理してゐるのだな、こゝろ見る以外にはない。この点はこゝろいうように指導なさいますか。

○政府委員(柏村信雄君) 法の整備といふことは、私どもは責任を持つて必要と思ふことを当国会に御審議願つて、改善をして参るといふことは、今度の事件とは関係なしに、一般的にわれわれとして責任をもつてやることであつて、第一線におきましては、与えられた法制のもとにおいて全力を尽くして治安の維持に当たるといふことが警察官の信念としてとるべきものと考へておるわけでございます。またまた田畑委員のお話のように、法の不備のためにできないといふことをかりに言つたとすれば、さういふことは、さういふ考えを持つ者が私は絶対ないとは申しませんが、また、さういふ改正を要望する声があるといふことも事実でございますけれども、さういふことによつて責任を回避するといふ態度はとるべきものではない。与えられた法制のもとにおいて全力を尽くすといふことが、警察官の信条でなければならぬと考へておるわけでございます。さういふ方向で今後も指導して参りたいと思ひます。

○田畑金光君 そこで私は、今後まだこの争議が続きますし、同じようなケースがしばしば繰返されることをおそれるわけですから、こゝろにきょうもまた就労する、一方はこれを阻止する、しかし、その後、情勢の判断できやうの就労はやめたとわれわれは聞いておりますが、就労に際して、ますますこゝろいうような傾向が助長され、あるいは社会において、こゝろいうふうな行為が頻発するとするならば、これはまさに法の守れない地域、無法の場所だと言わなければならぬ、こゝろ思ふのです。すでに山代組等については、十数名を捜査されたといふことをわれわれも新聞で見たりするが、労働争議において暴行行為といふものは許されるものかどうか、一つこれをお尋ねしたいと思ふのです。

○政府委員(柏村信雄君) 労働争議においてのみならず、暴力といふものは絶対許されるべきものでないことは明記されておるわけでございます。先ほど来仰せのように、この遺憾な事態といふものを今後再びないように、警察としても全力をあげて努力して参りたいといふふうに考へております。

○田畑金光君 それじゃお尋ねします。二十八日のあの暴行事件で、先ほど申し上げたように、二十数名の方で、入院しておるのです。それで新聞に載つておつた、年とつたのが最後に残つて、長い竿で突かれたり、引つぱたかれたり、足をけがして、腰をたたかれて、まあとにかく今でも痛がつて病院に入院している者もいるのです。これは私も見てきました。これはちゃんとだれがやつたかといふことを

覚えてゐる。やはりこれはあなたがた話のように、争議に伴う度をこえた暴力といふものが許されないというならば、こゝろいうような諸君についても、やはり法は假借なく適用されるべきものだと思ふ。この点はこゝろですか。

○政府委員(柏村信雄君) 争議に関連いたしまして暴力が行なわれ、それによつて犯罪が構成される場合におきましては、容赦なくこれを取り締まる考へであります。さらにさういふ場合におきましては、第一組合と第二組合であるを問はず、警察の捜査にできるだけ御協力を願ひたいといふふうに考へておるわけでございます。

○田畑金光君 私は、そこで労働大臣にお尋ねしたいと思へておるわけですが、きょうは、警察庁長官も大へんからだをこわされてゐるようで、無理して出ておられるようですから、きょうはこの程度でとどめますが、どうせまた次の機会に、さらにその後とられた措置等について、私はお尋ねしようと思へておりますが、とにかく、警察庁長官に考へていただきたいことは、自分の安住の住居におれなくて、引越したくないやうな状態、こゝろいふ事態だけは一つやめさしてもらいたいと思ひます。こゝろいふやうなことは、やはり私たちは、労働争議は労働争議として、堂々と戦はばいいと思ふのです。その前に無辜の婦女子にこゝろいう精神的に肉体的に脅迫を与えるといふことは、許される措置じゃない、こゝろいふやうなことを、警察はもつとしっかりしてもらわなければならぬ、民主的な警察の運営をわれわれは強く期待してゐるわけですから、この具体的な措置をこの次の機会にはとられて、もうこ

ろいふやうなことは安心な状態になつたといふことを一つ答えられるように、あなたの善処を強く求めておきたいと思ふのです。また、労働大臣には、次の機会に私質問することにして、きょうはこの程度で、約束の時間もきたようですから、終わつておきます。

○藤田藤太郎君 この問題は、非常に重大でありますから、私の方も今調査に行つておりますので、調査が歸りましたら、この問題の質をあらためてする、こゝろいふことにしたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) 今後の運営につきましては、きょうの委員会の散会後、理事会で具体的に相談をしたい、かように考へております。

それではこの問題に対する本日の質疑は、この程度にしたいと思ひますが御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれで散会いたします。

午後二時三十分散会

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項を次のように改め、同条第二項中「前項各号に掲グル場合ノ外」を「前項ニ規定スル場合ノ外」に改める。

職務外ノ事由ニ因ル同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因スル療養ノ給付及傷病手当金ノ支給ハ療養ノ給付開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ

第四十条第一項中「被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ」の下に「職務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ治愈シタル場合職務外ノ事由ニ因ルモノナルトキハ」を加える。

第四十二条ノ三第一項中「疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シテ三年以内ニ」を削る。

第五十条第三号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ」を削る。

第五十条ノ二第一項第三号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ」を削り、「五月分」の下に「職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二分半分」を加える。

第五十条ノ六第二号中「第四十二条ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間内ニ」を削り、「同条各項」を「第四十二条ノ三各項」に改める。

第五十八条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次の一項を加える。

国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外
政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事
由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ
発シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモ
ノニ付療養ノ給付開始後三年ヲ経
過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル
療養ノ給付、療養費及傷病手当金
ニ要スル費用並ニ職務上ノ事由ニ
因ル障害年金（別表第四上欄ニ定
ムル廃疾ノ程度一級乃至三級ニ該
当スルモノニ限ル）ニ要スル費用
ニシテ船員法第九十二条ニ規定ス
ル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユ
ルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担
ス

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行
する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に職務上の事
由による疾病又は負傷及びこれに
より発した疾病に關しこの法律に
よる改正前の第三十一条第一項第
一号に掲げる事由に該当するに至
つた者の当該疾病又は負傷に關す
る療養の給付及び傷病手当金の支
給については、なお従前の例によ
る。

3 前項の規定にかかわらず、昭和
三十年七月二十九日以後職務上の
事由による外傷性せき髄障害（旧
けい肺及び外傷性せき髄障害に關
する特別保護法（昭和三十年法律
第九十一号）第二条第一項第四号
に規定する外傷性せき髄障害をい
ふ。）に關しこの法律による改正
前の第三十一条第一項第一号に掲
げる事由に該当し、かつ、この法

律の施行の際まだ当該外傷性せき
髄障害がなおつていない者であつ
て、この法律の施行後三箇月以内
に、厚生省令で定めるところによ
り、都道府県知事に届出たもの
に對しては、当該外傷性せき髄障
害に關し、その届出をした日から
当該外傷性せき髄障害がなおるま
での間、療養の給付（療養費の支
給を含む。）及び傷病手当金の支
給を行なうものとする。

4 前項の規定による届出をした者
に對しては、当該外傷性せき髄障
害がなおるまでの間、当該外傷性
せき髄障害に係る障害年金の支給
を停止する。この場合において、
第四十三条及び厚生年金保険及び
船員保険交渉法（昭和二十九年法
律第百十七号）第二十条の規定の
適用に關しては、その者は、その
間、当該障害年金を受ける權利を
有しないものとみなす。

5 職務上の事由による疾病又は負
傷及びこれにより発した疾病につ
き療養の給付を受けた日から起算
してこの法律の施行前に三年を経
過した被保険者又は被保険者であ
つた者の当該疾病又は負傷による
死亡に關しては、この法律による
改正後の第四十二条ノ三第一項及
び第五十条第三号の規定は、適用
しない。

6 この法律による改正後の第五十
八条第三項に規定する事項につい
ては、社会保険に關する制度全般
の調整の機会において検討するも
のとし、その結果に基づいて、必
要な措置を講ずるものとする。

昭和三十五年四月七日印刷

昭和三十五年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局